

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

令 和 2 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府が 9 月に発表した月例経済報告によると「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」と景気判断を据え置いたものの、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、原油価格の上昇などに留意する必要があるとしている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果(平成 31 年 4 月～令和元年 6 月)を見ると、世界情勢や人手不足による影響などから、全業種合計の業況 D I は前期と比較して悪化傾向となり、サービス業では、今後の見通しにおいても、訪日外国人客数の減少により、引き続き厳しい予測となっている。

このような中、日田市の財政状況については、平成 30 年度の経常収支比率は 94.9%と、前年度と比較して 1.7 ポイント悪化している。また、普通地方交付税は合併による優遇措置が本年度で終了し、平成 30 年 12 月に策定した財政推計の令和 2 年度の交付額は、平成 26 年度と比較して約 22 億円減少する見込みとなっている。一方、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入され、人件費の増加が見込まれることから、今後更に財政の硬直化が急速に進むことが懸念される場所である。

これらを踏まえ、当初予算編成に当たっては、各部が抱えている現状の分析と課題の解決に向けた具体的な方向性を見極め、自らの創意工夫や事務事業の抜本的見直しにより、効率性・有効性の高い施策に重点的な予算措置を行い、将来の財政状況を見据えた予算編成に取り組む必要がある。

このため、徹底した経費の精査を行う一方、未来に繋がる日田市の創造に向け、今年度策定の「第 6 次日田市総合計画の第 2 期基本計画」及び「第 2 期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれる施策や「日田市公共施設等総合管理計画」を推進するための事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国の予算については、令和 2 年度当初予算に加えて令和元年度補正予算の編成も想定され、消費税率引上げに伴う臨時・特別の措置を含め、その動向を常に注視し的確に対応できる体制を整えておくようお願いする。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

I 全般的事項

- 1 国・県の予算編成に伴い、今後具体化する施策情報を的確に把握し、財源の確保に努めるとともに、事務事業の効率性、有効性の十分な検討・見直しを徹底し、必要性の乏しいものについては、廃止や縮小をすること。
また、平成 30 年度決算における「不用額リスト」(当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト)を後日配布するので、多額の減額補正や不用額を生じることがないように要求額を精査すること。
- 2 「第 6 次日田市総合計画」、「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。
- 3 九州北部豪雨災害からの「速やかな復旧・復興」については、「日田市復旧・復興推進計画」に基づき、復旧・復興の状況に応じて取組の見直しを随時行いながら、適切な要求を行うこと。
- 4 部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや統一性を欠くことのないよう努めること。
- 5 令和元年 10 月から実施されている消費税率の引上げ(8%→10%)については、経過措置の適用の有無等に留意し適正に要求すること。

II 歳入に関する事項

- 1 市税
市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや今後の経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。
- 2 地方交付税
地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。
- 3 国・県支出金
国・県の予算編成過程において、補助金の廃止・縮減・新設に関する徹底した情報収集を行うとともに、補助金を活用した事業の効果等を精査することにより、歳出に対応した額を計上すること。
- 4 分担金・負担金
法令や条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択し、市債残高の増嵩など後年度の財政負担に留意し、財政課と協議の上、所要額を計上すること。

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努めること。

特に、日田市有料広告事業やふるさと納税制度(自治会還流制度)については、積極的にPRすること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

III 歳出に関する事項

1 予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

(1) 義務的経費【シーリング設定なし】

義務的経費の主なものは、人件費(単独分)、扶助費、公債費である。

扶助費については、対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないように注意すること。

また、特別会計への繰出金については、「V」の特別会計等に関する事項に留意すること。なお、建設関連事業などの投資的な経費については、繰出金抑制のため事業費の圧縮を図ること。

(2) 経常的経費【シーリング設定あり】

経常的経費の主なものは、物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費である。

要求にあたっては事業の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。なお、新たな経費の要求は可能であるが、他の経費を必ず縮減し、要求枠の範囲内とすること。

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※ 令和元年度当初予算額(一般財源ベース)の ▲ 0%

なお、基準額については、各部政策企画担当に別途通知するが、枠内での要求ができない場合は、提出前にヒアリングを実施する予定である。

(3) 臨時的経費【シーリング設定あり】

令和2年度の実施計画として地方創生推進課に要求したもので、査定で採択(内示)のあったものに限る。なお、実施計画の査定は事業の方向性及び大枠を決定するものであることから、予算要求にあたっては、積算根拠、財源等について精査を行い、提出すること。

A査定であっても、予算要求時までには事業内容の精査がなされていないものについては、予算措置を行わないものであること。

また、令和2年度の実施計画については、今後、年末にかけて示される国の地方財政計画の内容等によっては、A査定の事業についても調整をする可能性がある。

※ 令和2年度実施計画の採択(内示)のあった事業費の範囲内で、かつ、一般財源の範囲内(A査定及びB査定)ただし、次の事業等は、臨時的経費の例外とする。

- ① 災害復旧事業
- ② 危険なブロック塀の撤去等に要する費用及び災害復旧工事への影響を考慮して保留していた公共施設の解体工事費で、令和2年度に実施する必要があるもの
- ③ 実施計画以外で、特別の事由によるもの
(地方創生推進課と協議した上で提出のこと)

2 個別経費の取り扱い

(1) 人件費

令和2年3月31日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分(再任用含む)及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、会計年度任用職員についての要求は、総務課職員係と十分協議し、令和元年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

(2) 物件費

需用費の消耗品、燃料費及び光熱水費については、特に抑制に努めること。また、食糧費については、開催時間の調整などにより縮減に努めること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。修繕については、「公共施設等総合管理計画」に沿ったものとすること。

(4) 委託料

委託料については、業務内容や委託範囲等の見直しを行い、安易に今年度と同様とすることなく、発注内容等の工夫をして経費の削減を図ること。

(5) 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を行うこと。

(6) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、現在、地方創生推進課で「補助金の適正化」に向けた取り組みを行っているところであるが、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、令和 2 年度当初予算からでも廃止・縮小が可能なものについては、地方創生推進課と協議の上、前倒して実施すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、依然として過度な決算剰余金を生じることにより次年度へ繰越す事例が見受けられることから、加入の適否や負担額の妥当性を検証した上で、廃止・縮小を図ること。

(7) 貸付金等

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

IV 債務負担行為

後年度における支出を義務付けるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。一方、設定が必要なものについては、確実に計上すること。

V 特別会計等に関する事項

特別会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を行い要求すること。

なお、簡易水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業については、令和 2 年度から公営企業会計の適用（法適化）となることから、一般会計繰出金の算定においては、遺漏のないよう特段の注意のもと要求を行うこと。

VI 財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用（法適化）」を 3 つの大きな柱として、日田市においても本格的に取り組を進めているところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、「第 1 期実施計画」に基づき、必要となる予算の要求を行うこと。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を平成 28 年度決算分から作成しているが、今後は、他団体との比較・分析を行い、その結果を予算編成等にも活用していく予定である。

また、地方公会計では、公営企業会計や第3セクター等も連結対象として含まれることから、第3セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和2年度から対象となる特別会計の全てが法適化する予定であり、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

VII 普通地方交付税の合併算定替終了による影響額に関する事項（段階的削減）

普通地方交付税の合併算定替（優遇措置）終了による削減は、平成27年度から令和2年度まで段階的に実施され、令和2年度からは、算定方法が合併後の一つの市として算定する一本算定となり、平成30年12月の日田市財政推計における削減見込額は以下のとおりである。

現在、普通地方交付税の算定方法の見直しが行われており、今後も多額の一般財源が減少することを認識し、令和2年度の予算要求を行うこと。

< 普通地方交付税（優遇措置額）の段階的削減額 >

年度	削減率	削減見込額 (H27～R1年度は実績)
平成27年度	10%	△1億8,020万円
平成28年度	30%	△3億8,527万円
平成29年度	50%	△5億242万円
平成30年度	70%	△5億8,009万円
令和元年度	90%	△7億2,623万円
平成2年度	100%	△8億1,900万円

【参考】交付額の減少

平成26年度 123億2,685万1千円
(決算額)



令和元年度 107億4,820万1千円
(当初決定額)

15億7,865万円減

合併算定替
以外も大幅
に減少